

○坂下賢副委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

みやぎ県民の声の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて三十分です。佐々木奈津江委員。

○佐々木奈津江委員 みやぎ県民の声の佐々木奈津江でございます。委員長のお許しをいただき、通告に従い、質疑させていただきます。

新規就農者確保推進費についてお伺いいたします。

農業政策、特に就農者の確保策について何点かお伺いいたします。

県内でも、高齢化や経営難で離農する方が少なくありません。遊休農地の増加は、生産力の低下はもとより、景観の悪化や県土保全の観点からも、就農者の確保などの対策が必要です。

まず一点目、新規就農者確保推進費についてですが、これまでの事業成果と反省点、新年度事業実施に当たって改善した点などをお伺いいたします。

○宮川耕一農政部長 我が県では、次代の優れた担い手となる青年農業者の確保・育成を図るため、新規就農者確保推進費等によりまして、青年農業者等育成センターによる就農相談及び就農支援活動のほか、就農に向けた研修資金や経営開始資金の助成を行っております。この事業の成果ですが、過去十年間に年間平均百六十五名の方が新規に就農しております。我が県の目標を上回る新規就農者を確保しております。また、この事業を活用した方の中には、就農一年目で地域の平均所得を上回った方や、青年農業士となって地域農業の担い手として活躍する方、法人化し経営規模拡大に取り組む方などが出てきております。一方で、新規参入者などで多額の初期投資が必要となる場合には、早期の経営安定化が難しくなることが全国的な課題となっております。来年度から国が支援制度を見直しまして、新たに認定新規就農者の方に対して、機械・施設等の導入を二分の一補助する事業が創設されることとなりました。これに県も四分の一上乗せ補助をすることとしております。

○佐々木奈津江委員 親元就農を除けば、新規就農は初期投資が大きく、営農継続に大きな負担となり、令和四年度から国が創設する予定の機械・施設等の導入支援については、負担を抑えるためにも中古品などについても対象を拡大すべきと考えますが、いか

がでしうか。

あわせて、リースやレンタルの活用についても伺いいたします。

○宮川耕一農政部長 新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業につきましては、国の令和四年度の新規事業となっております。詳細について補助要綱等の詳細がまだ示されておりません。今後示される見込みになっております。なお、現時点で配布されております国の説明資料がございますけれども、これによると機械・施設等の導入のほか、リースなども対象となる旨の記載がございますので、そういった方向になってくるのではないかと考えております。

○佐々木奈津江委員 よろしくお願いいたします。

次に二点目、みやぎ農業女子育成プロジェクト推進費について伺いいたします。

大型農業機械の操作性の改良も進み、女性でも操作することが容易になってきました。また、生産物の商品化に当たっては、より消費者目線に近い女性の視点が欠かせません。まず、キラリ！農スタイル魅力発信事業費についてですが、地域で活躍する女性農業者も増えてきてはいますが、まだまだ多くありません。この事業における地域の先導的な女性農業者とは、具体的にどのような女性農業者を想定しているのか、伺います。

○宮川耕一農政部長 みやぎ農業女子育成プロジェクト推進費のうち、キラリ！農スタイル魅力発信費については、県内の二十代女性を対象にしまして、農業の魅力を知っていただくために、県内の先導的な女性農業者の下で農業体験をしていただくような事業としております。その指導者となる先導的な女性農業者の具体像ですが、これは女性ならではの感性を生かして、例えば飲食店向け西洋野菜の栽培を手がけられている女性農業者、あるいは自ら生産した農畜産物を使った、例えばヨーグルトですとかケーキ、あるいはワインなどの製造をやっておられる、あるいは農家レストランの運営などにも取り組んでおられるような、そういう女性農業者の方々を想定いたしております。このような地域の先導的な女性農業者が実践される農業のある生活スタイルを体験していただくことで、一人でも多くの方が職業としての農業に魅力を感じて、新規就農につながることを期待しております。

○佐々木奈津江委員 ぜひ推進していただきたいと思えます。また、情報発信は受け手、すなわち女性に興味を持っていただけるような媒体の活用が必要です。あわせて、情報

収集や継続、コンテンツの更新などが重要です。具体的にどのような手法で発信、継続していくのかをお伺いいたします。

○宮川耕一農政部長 県内の二十代女性の情報収集の方法について調査を行ったのですが、その結果、身近で信頼できる友人などとのコミュニケーションを通して得られる情報、これを重視されているということが分かりました。このため、この事業の実施に当たりましては、県内大学のキャリア支援窓口と連携いたしまして、学内メールというものがございまして、こういったもので、農業体験への参加募集を行わせていただくとともに、参加いただいた女子学生御本人に農業のある生活スタイルの魅力をSNS等に投稿していただくことで、共通の趣味や考え方を持つ女性の農業体験参加を促してまいりたいと考えております。あわせて、株式会社マイナビというものがございませけれども、こちらのマイナビに新規就農のサイトがございまして、こちらの農業サイトに宮城県特設ページというものもございまして、こちらにその内容を掲載させていただくことで、就農希望者向けに広く情報発信してまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 次に、みやぎのキラリ輝く女性応援費について伺います。女性の農業への進出は、就農環境の改善が必須です。加工施設などには水洗トイレの整備も進んでおりますが、実際の作業を行う圃場にもトイレの整備が必要と考えます。過去に、女性就農環境改善のため圃場内近隣地にトイレを整備する取組があったと聞いておりますが、実績はいかがだったでしょうか。あわせて、今後の計画についても伺いいたします。

○宮川耕一農政部長 女性の就農環境改善のための施設整備ですが、これは過去平成二十八年度から取り組んでおりまして、その実績として施設整備三十七件ございまして、そのうち二十一件がトイレの整備ということでございます。その二十一件のトイレ整備のうち圃場の隣接地に整備されたものは九件となっております。また、今後につきましてですが、整備費が高額となる水洗トイレ、いろいろ簡易トイレですとか、本格的な水洗と、いろいろあるわけですが、整備費が高額となる水洗トイレへの整備の御要望がございましたことから、令和四年度から補助上限を引き上げまして、女性が働きやすい就農環境整備に一層尽力してまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 よろしくお願いいたします。

この事業の実施に当たって、補助事業主体には輝く女性農業者はいなくてもよいのでしょうか。また、女性の能力を發揮できる部門展開に必要な施設や機械の整備補助の説明ですが、女性の能力を發揮というところを除けば、既存の補助事業と差がないように思えます。既存事業とのすみ分けについて伺います。

また、整備後に、女性の能力發揮をどのように確認していくのかも併せてお伺いいたします。

○宮川耕一農政部長　まず対象となる事業主体ですけれども、この事業でございますが、農業分野における男女共同参画の推進にも寄与するように、対象となる事業実施主体の要件を、女性農業者の方が役員、または正社員となっておられること、またはそれが確実に見込まれるような、そういう法人なり団体なりを対象にしております。これまでに、女性の就労環境整備事業に取り組みました三十七法人におきましては、女性を代表とされている法人が三法人、女性役員の方がいらっしゃるの二十四法人、その他が十法人となっております。女性が働きやすい就労環境が整い、女性就農者が増えることで、農業分野でも女性の経営参画が進むことを期待しております。また、女性の既存の補助事業とのすみ分けということでございます。この事業ですけれども、女性が働きやすい環境整備や女性ならではの能力を十分に發揮するための部門展開への支援、更には女性農業者が農業現場において安心して作業に取り組むための資質向上研修などを通じて、女性の地位向上と活躍の場を広げることを目的としております。女性の能力發揮の状況につきましては、事業導入後に、女性の雇用状況ですとか生産販売状況の報告を求めております。これで確認をいたしております。

○佐々木奈津江委員　女性でも就農に興味はあるものの、子育てや家事との両立で二の足を踏んでいる方も少なくないと思います。短時間勤務や授乳時に気軽に作業から外れることができるなど、就労環境の整備が必要と考えます。そのためには、ハード事業と併せて経営体や経営者の意識改革が必要と考えますが、どのようなソフト事業を展開していくのか、お伺いいたします。

○宮川耕一農政部長　委員がおっしゃったように女性の就農支援には、柔軟な働き方を可能にする勤務体系の整備など、経営者側の意識改革も大変重要だと考えております。

県内には、就業規則や福利厚生を整えまして、非農家出身の女性が定着している農業関

係の法人ですとか、従業員の働く時間や休暇に配慮して、女性の働きやすい職場づくりに努めている農業関係の法人も出てきております。県としましては、農業法人を対象とした労務管理や人材育成に関する研修会、農業法人の伴走型支援などで、就業規則や福利厚生改善事例を紹介してまいっておりますが、今後も様々な機会を捉えまして、こうした経営者に対する意識改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 よろしくお願いいたします。

次に、県有施設への太陽光発電装置と雨水貯留施設の設置について伺います。

民間施設においても再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減に資する設備の導入が積極的に進められております。この取組を加速させるためにも、県有施設でも一層の環境負荷低減の設備導入を進める必要があると考えます。令和三年十一月定例会で当会派の杵議員が公共建築への太陽光発電設備の設置義務化について、また三月二日には石田議員が仙台空港への太陽光パネル設置について一般質問をし、前向きな御答弁をいただきました。今後、建て替えが計画されている県立学校、県民会館・NPOプラザ、警察署にも太陽光発電設備の設置はなされるのでしょうか。また、局地的大雨対策や緊急時の水確保のために、雨水貯留設備も併せて整備をしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事 国では、昨年六月に取りまとめました地域脱炭素ロードマップにおきまして、国や地方公共団体の公共施設への太陽光発電設備の導入に関しまして、二〇三〇年に約五〇%、二〇四〇年に一〇〇%とする大変大きな目標を明記しております。その対象は、屋根の形状などから、パネルを取り付けられない建物を除きまして、庁舎や学校などあらゆる施設が想定されるわけです。県では、宮城県環境基本計画の長期目標に掲げます二〇五〇年、二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けまして、現在見直しを進めているわけであります。その中で、新たな宮城県地域温暖化対策実行計画というものをつくっておりますが、そこにおきまして県有施設の率先垂範を重点対策として盛り込む予定としております。ちよつと具体的にお話しますけれども、新設の県有施設を原則ゼブ化すること、ゼブとは、ゼロエネルギービルディングということでありまして、けれども、具体的には新しい県有施設を原則ゼブ化することや、既設の施設の大規模改修時には、ゼブ・レディを目指すこと。ゼブ・レディとは、省エネによって従来の建物

で必要なエネルギーを五〇%以下まで削減した建築物。ですから、新たな建物については、原則その建物の中で全部完結できるように、そして大規模改修する際には五〇%以上削減することを目指すということであります。このように、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を図ることなどの取組を前向きに検討してまいりたいと考えております。また、県有施設への雨水貯留設備の整備につきましても、県庁舎などで導入しているところをごいまして、今後も各施設の用途、特色に合わせた導入となるよう、県庁内で連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。何かあったときに水がなくなるということも、十一年前、経験をいたしましたので、やはり水、エネルギー、こういったものの確保、どういった際にもしつかりできるように、そして地球環境に貢献できるように、最大限の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○佐々木奈津江委員 どうぞよろしくお願いいたします。

ヤングケアラー支援体制整備について伺います。

近年、その問題性が強く指摘されているヤングケアラーの実態を把握することは重要と考えます。調査対象は、当事者である児童・生徒だけでなく、学校や地域の児童民生委員、家庭で介護サービスを利用されている方ならばケアマネジャーや介護職員への調査も実態を知る上で有益と思いますが、どんな調査方法で実態を把握するのか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 今年度は、市町村や学校、民生委員などで構成される市町村の要保護児童対策地域協議会に対して、要保護・要支援児童に関するヤングケアラーの実態調査を実施いたしました。来年度当初予算案に新規事業として、ヤングケアラー支援体制強化事業費というものを盛り込んでおります。この中で、実態調査、関係機関の職員研修、市町村への専門家派遣、民間団体による相談支援等を予定しておりますけれども、このうち実態調査といたしましては、仙台市立を除く公立学校の小学校五年生、中学校二年生、高校二年生を対象に学校を通じて実態調査を行うことを考えておりますけれども、これは対象を児童生徒本人とすることで、より網羅的に現状や課題等を把握できるものと考えております。ヤングケアラーが抱える課題はケースごとに異なりますことから、より個別具体の実態については、市町村の要保護児童対策地域協議会のほか、

来年度の新規事業の中で予定しております学校や福祉関係者向けの研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの活動などを通じて把握に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 家族が助け合うことは悪いことではなく、家の役に立つ喜びや充実感もあります。学業や進学に影響が及んだり、個人の健康が損なわれたり、本人が負担に感じている場合が特に問題であると考えます。いつでも頼れる人、相談できる場所があることが大切と考えますが、具体的な対策はあるのか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 国の実態調査によりますと、世話について相談した経験があると回答した中高生について、その相談相手が誰だったかと質問したものがありません。この調査結果によりますと、家族、父・母・祖母・兄弟を含むのですけれども、家族が最も高く、次いで友人が高いということになっております。それに次いで、学校の先生やSNS上での知り合いに相談したというものも一割前後ありました。このような状況も勘案しまして、来年度新規に取り組む事業の中では、日常的に子供の身近にいる学校の教員やスクールソーシャルワーカーなどの対応力の向上を目的とした研修会を開催することとしております。また、相談窓口や同じ境遇にある当事者が悩みなどを共有するサロンの設置や開催について、民間団体と連携することで、気軽にアクセスしやすい形を計画しているところであります。また、ヤングケアラーへの対応は、地域や周囲の大人による早期の発見や適切な福祉サービスへの接続が重要となりますので、市町村が主体となって対応していくことが望まれると考えております。来年度、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を行う予定の市町の取組を、県としてもしつかりと支援してまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、不妊検査費用助成費について伺います。

不妊症は珍しいものではなく、六組に一組の夫婦が不妊症と言われています。少子化対策だけでなく、家庭の幸福のためにも積極的な取組が必要と考えます。不妊症の原因は多岐にわたるため、様々な検査を男女ともに行い原因を突き止めます。検査は保険適用になるものとならない検査もあり、初診の検査費用は病院によって差はありますが、一人平均で初診料と検査費用で一万円から二万円かかるそうです。今回の助成は上限二万円、一組の夫婦に一回限り、これでは少ないのではないのでしょうか、お伺いいたしま

す。

○伊藤哲也保健福祉部長 不妊検査費用助成事業でありますけれども、不妊検査を受診する方の経済的な負担の軽減とともに、不妊を心配している御夫婦に早期に不妊検査や適切な治療に踏み出していただくことも目的としているところであります。不妊検査の種類と費用は様々ありますが、平均的な自己負担額が四万円から六万円という実態でありますので、その半額の二万円を上限として考えたところであります。また、件数については、県内の一年間の婚姻数が約一万件でありますことから、これに対して、全国データとして不妊検査や治療を受けたことのある御夫婦が一八・二%というデータがありますので、これを掛け合わせて所要の件数を見込んで予算案に盛り込ませていただいたところであります。また、検査は、複数回行われる場合もありますが、夫婦のどちらかが検査を開始した日から一年以内に受けたものをまとめて申請していただくこととしております。検査によって原因が特定された場合や原因不明の不妊については、次のステップであります不妊治療へと進むことから、一組の夫婦につき助成回数は一回と考えているところであります。

○佐々木奈津江委員 この四月から不妊治療の公的医療保険適用が開始され、これまで保険が利かなかった特定不妊治療も対象になりますが、重い負担に変わりはありません。検査、治療に対して県独自の加算も必要だと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 国においては、今年四月から不妊治療の保険適用範囲を拡充いたしましたして、体外受精や顕微授精などの治療への保険適用が決定されたところでもあります。これによりまして、不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減が期待されると考えております。保険適用になっても自己負担は生じますけれども、高額療養費制度もありますので、従来の助成制度と比較すれば、自己負担は格段に軽減されるものと考えております。また、一部先進医療ということで、まだ保険適用に完全になっていない部分も残される予定でありますけれども、先進医療部分につきましては保険適用外であります。保険診療との併用が可能となるという制度であります。これも患者の自己負担となり、不妊治療の保険適用後であっても高額な治療費がかかる場合も想定されます。医療現場における、今後の状況なども踏まえて、保険適用化などの支援を国に対して要望し



てまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 県独自の加算、期待しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。地域によっては、産婦人科や泌尿器科が遠隔地にあるため、受診には一日を費やし仕事を休まねばならず、それだけでも負担が増します。更に不妊検査や治療に対して理解が進んでいない職場も多いと聞き及んでいます。費用の助成だけでなく、職場や地域の理解を深める取組が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 不妊に悩む方が安心して治療を続けるためには、周囲の理解とサポートが必要であると考えております。そのため、来年度、不妊に関する情報を効果的に発信するための経費として、当初予算案に三百万円でありますけれども所要の経費を盛り込んだところであります。具体的には、インターネットをはじめ、県政日より、ラジオなどの各種広報媒体を活用して妊娠や不妊症の基礎知識のほか、不妊治療の流れ、相談先、医療機関の情報、また、県の助成制度などを広く広報する予定としております。これによりまして、不妊に悩む方をはじめ、社会全体で不妊について理解を深めるような内容となるよう検討してまいりたいと考えております。また、例えば、会社などによっては職場を休みやすくするような工夫などしているということも聞いております。このような具体的なやり方についても、例えばよい取組など幅広く広めるといようなことについても、併せてこういった広報の中で取り上げてまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 人には言えない悩みがあったりするものだと思います。とてもデリケートな問題でございますので、そういうところにも心を寄せていただいて、取り組んでいただきますようお願いいたします。どうもありがとうございます。間もなく三月十一日でございます。予算の効果的な活用で復興が一層進みますよう期待申し上げます。知事、一言よろしく願います。

○村井嘉浩知事 毎年なんですけれども、三月十一日が来るたびに、あの日の、あの時間のことを思い出します。私は、県庁の近くで、車で信号待ちをしていたときに地震が起きました。大変な揺れでありました。前に乗っていた秘書が「ついに来た」と言ったことが今でも頭に焼きついております。そのときに、あれだけ大きな津波が来るということは、とても想定することができなかったわけでありますけれども、津波が来るあの映像を見て、愕然としてうろたえました。あれから十一年たって、本当に全世界から、

全国から大変な支援をいただいて、そしてやっとここまで立ち直ることができたと思っております。ただ、これから被災地を発展させていくということが、我々の最大の使命であると思っております。人口減少が進む中で地方を活性化させていくことは、簡単なことではないと思いますが、全力で尽くしていこうと思っておりますし、そのためには議員の皆様のお知恵、お力も必要だと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。たいと思います。今回私は、三月十一日の前日に岩沼市のほうに行き、献花をいたしまして、そして当日は七ヶ浜町のほうに行きまして、式典に参加させていただきたいと思っております。また、県庁では、佐野副知事が対応させていただきと思っておりますし、遠藤副知事や他の部長、みんなで協力して、式典を行うところには顔を出して気持ちを伝えたいと思っております。議員の皆さんと一緒に宮城を必ず復興させていただきます、そういう強い思いを持って頑張ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○佐々木奈津江委員 終わります。